



三重労働局発表  
令和4年2月24日(木)

【照会先】

三重労働局労働基準部（労災補償課）  
課長 木勢 智一

労災管理調整官 羽田 吉孝

TEL (059) 226-2109

## 建設アスベスト給付金制度のお知らせ

～建設現場で石綿にばく露し、石綿関連の疾病を発症された方とご遺族の皆様へ～

- 建設アスベスト給付金は、以下の①～③の要件を満たす方に対して、病態区分等に  
応じ、550万円～1300万円を支給するものです。ご本人が亡くなっている場  
合は、ご遺族からの請求が可能です。
  - ①昭和47年10月1日～昭和50年9月30日の間に「石綿の吹付け作業に係る建設業  
務」に従事、又は昭和50年10月1日～平成16年9月30日の間に「一定の屋内作  
業場での作業に係る建設業務」に従事したことにより、
  - ②石綿関連疾病にかかった、
  - ③労働者、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）であること
- 建設アスベスト給付金の請求は、必要書類をそろえ、以下の宛先まで、配達状況  
や到着の確認ができる方法（簡易書留やレターパックなど）で郵送してください。  
〒100-8916  
東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館  
厚生労働省労働基準局労災管理課 建設アスベスト給付金担当 あて
- 建設アスベスト給付金の請求は、医師の診断日又は石綿肺に係るじん肺管理区分  
の決定日（石綿関連疾病により死亡した場合は死亡日）から20年以内に行う必要  
があります。
- なお、労災保険給付の支給決定等を受けた後であれば、建設アスベスト給付金等  
の審査を迅速に行える場合がありますので、まずは労災保険給付の請求をご検討く  
ださい。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。  
電話相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。  
TEL 0570-006031  
※月曜～金曜 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始はお休みします）  
※ご利用の際は通話料がかかります。IP電話など一部の電話からはご利用になれません。